

一般社団法人 日本薬局経営学会 会費規約

一般社団法人 日本薬局経営学会 定款 6 条の入会金および会費は次の通りとする。

(入会金)

第 1 条 入会をする者が申請の際に納付すべき入会金の額は、下に掲げる金額とする。

正会員	10,000円	(個人に限定する)
法人会員	50,000円	
賛助会員	50,000円	

2. 退会者（資格喪失者を含む）が再度入会をする場合は、新規入会と同様に扱い、入会金を徴収する。

(会 費)

第 2 条 会員が納付すべき会費及び法人会費、賛助会費の額は、下に掲げる金額とする。

会費	年額	10,000円
法人会費	年額	30,000円
賛助会費	年額	50,000円

2. 会員に特別の事情がある場合として別に理事会で定める基準に該当するときは会費を減免する事ができる。

(改 正)

第 3 条 入会金及び会費・法人会費・賛助会費の額の改正は、社員総会の決議による。